特別養護老人ホーム
ユニットにらがわの里
(介護予防）短期入所生活介護

契約書

重要事項説明書

個人情報の取扱いについて

社会福祉法人　圓会

特別養護老人ホームユニットにらがわの里
（介護予防）短期入所生活介護　利用契約書

特別養護老人ホームユニットにらがわの里　介護予防短期入所生活介護、短期入居生活介護（以下「事業者」という。）のサービスを利用するにあたり、次のとおり（介護予防）短期入所生活介護サービス利用契約を締結します。

（契約の目的）

第１条　本契約は、介護保険法等関係法令の定めるところにより、利用者に対し、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスを提供することを目的とします。

2　事業者は、サービス提供にあたっては、利用者の要介護状態区分、被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、利用者に対しサービスを提供します。

（契約の期間）

第２条　本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2　上記契約期間満了日の 2 日以上前に利用者から更新拒絶の申し出がない場合、更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

3　利用者から更新拒絶の意思が表示された場合、事業者は、他の事業者の情報を提供するなど、必要な措置をとります。

（事業者が提供できる介護サービスの内容）

第３条　事業者は利用者に対し、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練等を提供するものとします。

（短期入所生活介護等サービスの基本方針）

第４条　事業者は、サービス提供にあたっては、利用者の要介護状態区分、被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、利用者に対しサービスを提供します。

2　事業者は、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身、置かれている環境、他の保険医療サービスまたはサービスの利用状況の把握に努めます。

3　事業所は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、短期入所生活介護等サービスの目標を設定し、第 6 条に規定する短期入所生活介護等計画が作成されたときは、これにもとづき、そうでない場合居宅サービス計画にそって、計画的にサービスを行います。

4　事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体を拘束し、あるいはその他利用者の行動を制限することはしません。

5　事業者が利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により、利用者の行動を

制限する場合は、利用者に対し事前または事後速やかに、利用者の後見人または身元引受人等に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。ただし、利用者の行動を制限した場合には、第 5 条の介護サービス記録に次の事項を記載します。

一　利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間

二　前項に基づく事業者の利用者に対する説明の期間及び内容、その際のやりとりの概要

（介護サービス記録）

第５条　事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存します。

2　利用者、後見人、身元引受人等は、事業者に対し、前項の介護サービス記録の閲覧及び謄写を請求できます。ただし、謄写の際、事業者は利用者または身元引受人等に対し、実費相当額を請求できるものとします。

（短期入所生活介護等計画の作成・変更）

第６条　事業者は、利用者が相当期間以上継続して利用する場合には、利用者の心身の状況や希望及びそのおかれている環境を踏まえて、短期入所生活介護等従業者との協議の上で速やかに、短期入所生活介護等計画を作成します。

2　短期入所生活介護等計画には、短期入所生活介護等の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。

3　事業者は、短期入所介護計画を作成または変更したときには、利用者及び後見人、身元引受人等に対し、その内容を説明し、同意を得ます。

（居宅サービス計画変更の援助）

第７条　事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合で、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する時は、速やかに居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

（利用者の短期入所生活介護等サービス利用）

第８条　事業者が提供する短期入所生活介護等サービスのうち、利用者が利用するサービスの具体的な内容は、その都度、利用者と事業者との協議により決めるものとします。

2　利用者が事業者の提供する短期入所生活介護等サービスを受けようとする場合には、利用を希望する期間の初日の 1 ヶ月前から、事業者に対して利用する期間を明示して申込むものとします。これに対して事業者は、居室が確保できないなど施設運営に著しく支障をきたさない限り、利用者の利用を断ることはできません。

3　事業者が利用者に提供する居室の定員は 10 人です。

4　利用開始後、利用者から居室の変更の申出があった場合、事業者がその申出を相当と認めたとき、または事業者が施設運営上特に必要と認めたときは、居室の変更を行います。

（利用料等）

第９条　利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し、別紙「重要事項説明書」の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

（秘密保持）

第１０条　事業者及び従業者は、正当な理由がない限り、利用者に対する介護サービスの提供にあたって知り得た利用者または利用者の家族等の秘密を漏らしません。

2　事業者は従業者が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族等の秘密を漏らしません。

3　事業者は、利用者や利用者の家族等の個人情報を用いる場合、利用者の家族等の同意を得ない限り、利用者または利用者の家族等の個人情報を開示しません。

（利用者の施設利用上の注意義務等）

第１１条　利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2　利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3　利用者は、共用施設、設備等について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとします。

4　利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及び身元引受人等と事業者と協議により居室または共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

（事故発生時の対応及び損害賠償）

第１２条　事業者は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

2　前項の場合において、事故が発生した場合は、事業者はすみやかに利用者の損害を賠償します。だだし、事業者に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

3　前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

4　事業者は、利用者の契約の有効期間中、地震等の天災等により、サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することができないものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第１３条　事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

2　利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったこと専ら起因して損害が発生した場合。

3　利用者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対し故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。

4　利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。

5　利用者が事業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

（サービスに関する苦情処理）

第１４条　　利用者、利用者の後見人、利用者の身元引受人等は、事業者が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情受付窓口に問合せ及び申し立てることができます。その場合、事業者はすみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について利用者に報告します。

2　　事業者は利用者、利用者の後見人、利用者の身元引受人等から前項の疑問、問合せ及び苦情申立がなされたことをもって、利用者に対しいかなる不利益、差別的扱いはいたしません。

（契約の終了）

第１５条　　次の各号に該当するときは、この契約は終了します。

一　要介護認定更新において、利用者が自立と認定された場合。

二　利用者が死亡した場合。

三　第 16 条に基づき利用者が契約解除を申出た場合。

四　第 17 条第 1 項に基づき事業者が契約の解除を通告し、予告期間が終了した場合。

五　第 17 条第 2 項に基づき事業者が契約の解除を通告した場合。

六　利用者が他の短期入所生活介護等施設と別契約を締結した場合。

七　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。

八　施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。

九　施設が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合。

（利用者の契約解除）

第１６条　　利用者は、短期入生活介護等サービスを利用中、いつでもこの契約を解除することができます。

2　　利用者は、現に短期入所生活介護等サービスを利用中であっても、事業者に債務不履行、不法行為の事由がある場合、即時にこの契約を解除することができます。

（事業者の契約解除）

第１７条　　事業者は、次の各号に該当する場合においては、この契約を解除できます。

一　利用者が正当な理由なく、利用料その他利用者が事業者に対し支払うべき費用を 2 ヶ月以上滞納し、事業者が支払いを催促したにもかかわらず、催促から 14 日以内に支払われなかった場合。

二　利用者が故意に法令や施設管理規程に違反し、あるいは重大な秩序破壊行為をし、改善の見込がない場合。

2　　利用者、身元保証人またはその家族等が、次の各号に該当する場合において、事態の回復が見込めないとき或いは、緊急やむを得ない場合は直ちに解除できることとします。

一　伝染性疾患により他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ治療が必要である場合。

二　利用者の行動が他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを予防できない場合。

三　利用者、身元保証人またはその家族等が、事業所やサービス従業者或いは他の利用者その他関係者に対し、ハラスメントや暴言・暴力等の法令違反、その他著しく常識を

逸脱する行為を行ったとき。

3　事業者が前2項によりこの契約を解除するときは、利用者の心身の状況やその置かれている状況を踏まえて、介護支援専門員や市町村への連絡、その後のサービスの確認等の援助を行います。

（身元引受人）

第１８条　事業者は契約の締結にあたり、利用者に身元引受人を求めます。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

2　身元引受人は、次の各号の責任を負うこととする。

一　利用者が介護サービスの提供中に疾病等により、医療機関に受診が必要と事業者の従業者が判断し、その旨の連絡を受けた際には、受診対応に協力すること。

二　事業者に対する費用の支払いについて利用者の状態等に応じて補助又は管理をすること。

三　事業者は、身元引受人が自身の事情等により、その責任を果たす事が困難な状況の場合、あらかじめ身元引受人より指定されたもう１名の身元引受人へ連絡し、対応を依頼することができることとする。

（連帯保証人）

第１９条　事業者は契約の締結にあたり、利用者の利用料等の滞納があった場合に備え、その債務の保証人として連帯保証人を求めることがあります。連帯保証人は、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

2　事業者は第17条1項に定める事柄が発生した場合、連帯保証人にその旨を連絡することとする。

3　連帯保証人は前項の連絡を受けてから１ヶ月以内にその債務を履行するものとする。ただし、特段の事情がある場合には事業者にその旨連絡をするものとする。この場合は、事業者が合理的事情であると判断した場合に限り、期限を延長することがあり得ることとする。

4　連帯保証人の債務負担は５０万円を限度とする。

（緊急時の対応）

第２０条　事業者は、介護サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに家族・身元引受人に連絡し、下記の主治医または指定病院へ搬送し家族と共に救急治療あるいは救急治療入院等必要な措置を受けられるようにします。ただし、指定された病院等の都合により受け入れが困難な場合には、受け入れ可能な病院に変更します。

主治医　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

搬送病院　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（協議事項）

第２１条　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

特別養護老人ホーム ユニットにらがわの里

重要事項説明書

（空床利用型短期入所利用／空床利用型介護予防短期入所利用）

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（群馬県指定 第 1070502354 号）

当事業所は、利用者に対して（介護予防）指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人　圓会
（２）法人所在地　　群馬県太田市上小林町１４６５－１
（３）電話番号　　０２７６－２５－５６６６（代表）
（４）代表者氏名　　理事長　園田　哲男
（５）設立年月　　平成７年４月１日

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　　指定短期入所生活介護・令和６年５月１日指定
　　指定介護予防短期入所生活介護
（２）事業所の名称　　特別養護老人ホームユニットにらがわの里
（３）事業所の所在地　　群馬県太田市上小林町１４６５－１
※　当事業所は、特別養護老人ホーム にらがわの里に併設されています
（４）電話番号　　０２７６－２５－５６６６（代表）
　　０２７６－６０－５９７５（直通）
（５）事業所長氏名　　髙田　進
（６）当事業所の運営方針

従業者は、要支援者・要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（７）開設年月　　平成２７年７月１日
（８）利用定員　　３０人

３．居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

設 備 名	備　　考
個　　室	３０室（3ユニット）
共同設備	共同生活室、談話コーナー、共同キッチン、機能訓練室、 共同トイレ、浴室等

※居室の変更につきましては、利用者から居室の変更希望の申し出があった際、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

４．事業実施地域及びご契約者の施設への入所・退所時間帯

（1）通常の事業の実施地域

通常の事業実施地域は下記のとおりです。

・太田市内（韮川、毛里田、休泊、太田、九合、鳥之郷地区）

・太田市に隣接する市町村の一部(別紙参照)

（2）ご契約者の施設受け入れ時間帯

施設で送迎する場合　・・・　午前９：００ ～ 午後５：００まで

家族が送迎する場合　・・・　午前９：００ ～ 午後６：００まで

※前記の時間内でご契約者が施設に到着または帰宅できるよう、御協力お願いいたします。また、上記時間内に到着・帰宅ができない場合は、事前にご相談下さい。

５．職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して（介護予防）指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　種	基　準
１．施設長（管理者）	１名
２．生活相談員	１名以上
３．介護職員	９名以上
４．看護職員	１名以上
５．機能訓練指導員	１名以上
６．介護支援専門員	１名以上
７．医師	１名以上
８．管理栄養士	１名以上

＜主な職種の勤務体制＞

職　　種	勤　務　体　制
（1）施設長（管理者）	８：３０～１７：３０
（2）介護職員	２４時間対応（交代制）
（3）生活相談員	８：３０～１７：３０
（4）介護支援専門員	８：３０～１７：３０
（5）看護職員	７：３０～１８：００（交代制）
（6）機能訓練指導員	８：３０～１７：３０
（7）医師	１３：３０～１４：３０（月曜）

６．当事業所が提供するサービスと利用料金（契約書第９条）

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

（1）利用料金が介護保険から給付される場合
（2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

Ⅰ．介護保険の給付の対象となるサービス

次のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割）が、介護保険から給付されます。（１割がご契約者の自己負担分となります。）

＜サービスの概要＞

入浴	入浴または清拭を週２回行います。寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
排泄	排泄の自立を促すためご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
食事	食事の自立を促すため、利用者の身体状況に応じた環境整備や援助を行います（食費は別途いただきます）
機能訓練	機能訓練指導員によりご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復、またはその減退を防止するための訓練を実施します。
その他自立への支援	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 清潔で快適な生活が送れるように援助します。

＜指定介護予防短期入所生活介護利用料金（1 日あたり）＞　参考

下記の料金表は、利用者の要支援度・要介護度に応じた料金表になります。

自己負担額合計に各種加算を加算した金額をお支払いいただきます。

要介護度 サービス利用料金	要支援１	要支援２
①予防短期入所生活介護費（介護保険単位数）	５２９円	６５６円
②食費	１，６９０円	１，６９０円
③居住費	２，０６６円	２，０６６円
①＋②＋③自己負担合計（円）	４，２８５円	４，４１２円

＜指定短期入所生活介護利用料金（1 日あたり）＞　参考

	要　介　護　度				
	1	2	3	4	5
１.負担限度額の対象者でない方					
①短期入所生活介護費（介護保険単位数）	704	772	847	918	987
②食費	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690
③居住費	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066
①＋②＋③自己負担額合計（円）	4,460	4,528	4,603	4,674	4,743
２.負担限度額が 1,360 円の方(第３段階②)					
①短期入所生活介護費（介護保険単位数）	704	772	847	918	987
②食費	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
③居住費	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470
①＋②＋③自己負担額合計（円）	3,534	3,602	3,677	3,748	3,817
３.負担限度額が 1,030 円の方(第３段階①)					
①短期入所生活介護費（介護保険単位数）	704	772	847	918	987
②食費	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
③居住費	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
①＋②＋③自己負担額合計（円）	3,104	3,172	3,247	3,318	3,387
４.負担限度額が 600 円の方（第２段階）					
①短期入所生活介護費（介護保険単位数）	704	772	847	918	987
②食費	600	600	600	600	600
③居住費	880	880	880	880	880
①＋②＋③自己負担額合計（円）	2,184	2,252	2,327	2,398	2,467
５.負担限度額が 300 円の方（第１段階）					
①短期入所生活介護費（介護保険単位数）	704	772	847	918	987
②食費	300	300	300	300	300
③居住費	880	880	880	880	880
①＋②＋③自己負担額合計（円）	1,884	1,952	2,027	2,098	2,167

※①予防短期入所生活介護費または短期入所生活介護費に各種加算を加算し、介護保険報酬単価数に地域単価数（１単位：10.17 円）を乗じ、その小数点以下を切り捨てて算出しておりますので、１月のご利用日数等により自己負担額合計に変動がございます。ご了承ください。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※食費は、１日３食召し上がった場合の料金になります。

＜各種加算および費用について＞

ア．看護体制加算（Ⅰ）　１日　４単位
看護体制加算（Ⅱ）　１日　８単位

利用者の定員数により必要な数の看護師の配置または看護職員の配置と、夜間における２４時間の連絡体制を確保し健康上の管理などを行っている場合に加算いたします。

イ．夜勤職員配置加算（Ⅰ）　１日　１８単位

夜勤職員基準に従い必要となる夜勤職員の数を基準以上に配置していることにより加算いたします。

ウ．療養食加算　１回　８単位

医師の診断に基づき下記の通り特別な献立で食事の提供を行った場合に加算いたします。

①管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施

②利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施

③疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供

④療養食の献立の作成の有無

エ．サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　１日　２２単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　１日　１８単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　１日　６単位

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が基準以上に配置していることにより加算いたします。

オ．介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）　所定単位数に１６．３％に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）　所定単位数に１７．６％に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）　所定単位数に１５．９％に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）　所定単位数に１７．２％に相当する単位数

介護職員等の賃金の改善等を目的に、上記の内、いずれかの区分を１月につき所定単位数（基本サービス費に加算減算を加えた単位数）の合計に加算します。

カ．送迎加算　　片道につき　　１８４単位

施設での送迎をご希望された場合は、通常の実施地域内において加算いたします。（通常の実施地域）・太田市内（韮川、毛里田、休泊、太田、九合、鳥之郷地区）・太田市に隣接する市町村の一部。

Ⅱ．介護保険の給付対象とならない費用

次の料金は、利用料金の全額が、利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

ア．食費　　朝食：４８０円　　昼食：６８０円　　夕食：５３０円

（負担限度額の対象者の方は異なります）

当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

＜食事時間＞　　朝食：　７：３０～　８：３０　昼食：１１：３０～１２：３０

夕食：１７：３０～１８：３０

（尚、食事時間は、衛生管理上、 調理から 2 時間以内とさせていただきます）。

※ 食費は、召し上がった分の食事のみご請求いたします。

※ 食事を中止される場合は、前日の１７：３０までにご連絡ください。その後でのご連絡につきましては、準備等の都合により料金が発生いたします。

イ．特別な食事　　要した費用の実費

利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

ウ．居住費　　１日　　２，０６６円　　（負担限度額の対象者の方は異なります）

お部屋の使用料として居住費がかかります。居住費の内容は下記の通りとなっています。

※居住費の内容・・・日常生活に関わる光熱水費相当分

エ．貴重品管理料　１日　　６０円（1月あたり１，８００円程度）

金銭並びに貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

〇お預かりするもの　：保険証類および現金等

〇保管管理者　：施設長

〇出納方法　：概要は以下の通りです。

・利用者の日常必要な経費や買い物などの支払いや管理を行います。

・現金のお預け入れは、預り証を発行させていただきます。

・保管担当者は出入金の都度出入金記録を作成し、その写しを定期的に利用者へ交付します。

オ．理髪・美容　　要した費用の実費（１，５００円～２，０００円程度）

理髪サービス（調髪、顔剃等）をご利用いただけます。

カ．電化製品持込料金　　１ヶ月　　５００円

利用者の希望により、コンセントを使用するテレビ・携帯の充電・ラジオ等の嗜好品電化製品をお持ち込みいただくことができます。

キ．テレビ貸出料金　　１日　　１００円

利用者の希望により、テレビを貸し出し、居室内でご利用いただけます。

※数に限りがあり、ご希望に添えない場合がございます※

ク．レクリエーション・クラブ活動費　　要した費用の実費（材料代等）

利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

ケ．日常生活上必要となる諸費用　　要した費用の実費（材料代等）

日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を随時ご負担いただきます。（おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません）

コ．実施地域以外の送迎費用　　片道につき　４００円または８００円

通常の実施地域以外の地区の方で、当事業所のサービスを利用される場合は、
住まいと当事業所間の送迎費用として、送迎加算とは別の料金が発生いたします。

＜通常の実施地域＞

・太田市内（韮川、毛里田、休泊、太田、九合、鳥之郷地区）
・太田市に隣接する市町村の一部

＜通常の実施地域以外＞

・別紙でご用意した送迎エリア地図をご参照ください。

※経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う１か月前までにご説明します。

Ⅲ．利用料金のお支払い方法

前記Ⅰ、Ⅱの料金は、１か月ごとに計算し、請求書を送付させていただきますので、請求書が到着した当月末日までに次のいずれかの方法でお支払い下さい。

①金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：ほぼ全金融機関
（引落し日：群馬銀行 毎月２５日、他金融機関 毎月２７日）
※一部引き落としできない金融機関もありますのでお問い合わせ下さい。
また、休日の場合は翌営業日になります。

②下記指定口座への振り込み

振 込 先　：足利小山信用金庫　韮川支店
口座番号　：普通預金　　００１４７３８
口 座 名　：社会福祉法人圓会
フリガナ　：フク）マドカカイ

Ⅳ．短期入所中の医療の提供

医療を必要と認めた場合には、下記の協力医療機関において診療治療を受けることができます。（但し、優先的な診療や入院治療を義務付けたり保証するものではありません）

（１）太田協立診療所　　太田市石原町９２７
内科　　TEL：0276-45-4911

（２）太田デンタルクリニック　　太田市東別所１３５－１
歯科　　TEL：0276-61-3521

Ⅴ．利用の中止、変更、追加

利用予定期間の前に、利用者の都合により（介護予防）短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。

＜取消料について＞

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合がございます。

但し、利用者の体調不良等の正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	介護利用料金の５０％

※介護利用料金とは介護利用料（１０割）の扱いとなります。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の　希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
○利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

６．苦情及び事故発生時の対応について（契約書第１２条、１４条）

（１）苦情の受付

利用者及び家族等からの苦情については、私どもは責任をもって対応させていただきます。苦情を受け付けた場合は、苦情解決責任者へ内容の報告をし、事実確認を致します。内容によっては、利用者又は家族等と面談を行い聞き取りを致します。その後、苦情解決へ向けて施設内の取扱い委員会等で対応を検討し、解決措置を講じる仕組みとなっております。また、解決が困難になった場合は、法人が設置する第３者委員会に申し立て、速やかに解決を図るよう努めます。当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けております。

＜苦情受付窓口＞

［窓　　口］　特別養護老人ホーム ユニットにらがわの里
［苦情解決責任者］　施設長
［電　　話］　０２７６－２５－５６６６
［Ｆ　Ａ　Ｘ］　０２７６－２５－５６６７
［受 付 時 間］　平日８:３０～１７:３０まで受付けております。

（２）事故発生時の対応

サービス利用中に発生した事故につきましても、私どもは誠意をもって対応いたします。万が一事故が発生した場合は、まず利用者への処置を早急にとらせていただきます。その後に、家族等に報告・連絡を行い、事故が起きた原因について調査をするとともに、施設内の取り扱い委員会等で対応を検討し、改善措置を講じるよう対応いたします。また、改善策等につきましても、ご利用者やご家族等へ報告・連絡いたします

（３）行政機関その他苦情受付機関

太 田 市 役 所 介護サービス課	所 在 地　群馬県太田市浜町２－３５ 電話番号　０２７６－４７－１１１１ 受付時間　８：３０～１７：１５
足 利 市 役 所 元 気 高 齢 課	所 在 地　栃木県足利市本城３－２１４５ 電話番号　０２８４－２０－２２２２ 受付時間　８：３０～１７：１５
群馬県国民健康保険団体連合会 介 護 保 険 課	所 在 地　前橋市元総社町３３５番地の８ 電話番号　０２７－２９０－１３２３ 受付時間　８：３０～１７：１５

７．その他ご利用にあたっての留意事項

当施設のご利用にあたって、施設利用されている他利用者との共同生活の場としての快適性安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限（食中毒等の防止）

入所にあたり、施設内に持ち込めるものは、日常生活に必要な最小限度のものとさせていただきます。(特にペットや火気危険物等は不可)。また、飲食物を持ち込む場合は、残食物に関しては、必ずお持ち帰りいただくかお近くの職員にご相談下さい。

（２）面会

面会時間　午前１０：００～１１：００　午後１４：００～１６：００

※事前予約制（前日までに面会のご希望日時をご連絡ください）

※面会時間は３０分とさせていただきます。

※来訪者は、必ずその都度受付票にご記入をお願いいたします。

※他利用者のプライバシー・個人情報については十分にご注意ください。

（３）施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（４）飲酒・喫煙

飲酒はご希望があれば承ります。(利用者の体調や疾患を考慮させて頂きます。）喫煙に関しては、施設内は全館禁煙となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

（５）居室における貴重品及び金品預かり

貴重品及び金品につきましては総務課にてお預かりさせて頂きますので、職員へお声掛け下さい。居室にて管理されており、万が一紛失等された場合、当施設では責任を負いかねますので御了承の程宜しくお願い致します。また、面会者様からお渡しになられた金品を居室にて管理されていた場合に於かれましても同様となります。

個人情報の取扱いについて

当事業所は、利用者及びその関係者の個人情報について、個人情報規程に基づき厳重に取り扱います。事業所が知り得た利用者及びそのご関係者の個人情報については第三者に故意または過失により開示・公表・提供または漏えいしたり、自ら使用しないことを誓約いたします。（詳細は個人情報に関する基本方針を参照）

また、行事・レクリエーション活動等につきまして、その写真等を一部施設内での掲示やＳＮＳ等への投稿を行っております。この内容に関して、利用者、後見人、身元引受人等より削除の求めがあれば、直ちに掲載内容を削除いたします。

その他、必要に応じて見守り支援機器（カメラ含）を導入し、ケアの質を向上させていくための措置を講じます。

＜個人情報に関する基本方針＞

社会福祉法人圓会（以下「法人」という。）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。法人は、保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からに信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

（１）個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

①個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。（市町村及び各事業所への開示等）

②個人情報の取得・利用・第三者への提供にあたり、本人等の同意を得ることとします。

③法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し委託先への適切な監督をします。

（２）個人情報の安全性確保の措置

①法人は、個人情報保護の取り組みを、全役職員に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。

②個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

（３）個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者への停止等への対応法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者への提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、下記までお問い合わせ下さい。

個人情報相談窓口　ＴＥＬ：０２７６－２５－５６６６

契約締結書

私、＿＿＿＿＿＿＿＿は、特別養護老人ホームユニットにらがわの里（介護予防）短期入所生活介護（以下、「事業者」という。）が利用者に対して提供する施設サービスについて、下記の書類内容について説明を受け、内容に同意し、契約を締結しました。

＜対象となる書類＞

□　契約書　　□　重要事項説明書　　□　個人情報の取扱いについて

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、利用者又は身元引受人、連帯保証人が署名、事業者が記名のうえ、各１通を保有するものとします。

契約締結日：令和　　年　　月　　日

利用者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※利用者ご本人が自署出来ない場合、身元引受人が代筆のうえ、下記に署名願います。

（代表）身元引受人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　利用者との関係＿＿＿＿＿＿

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

緊急連絡先　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）　身元引受人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　利用者との関係＿＿＿＿＿＿

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

緊急連絡先　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連帯保証人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　利用者との関係＿＿＿＿＿＿

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

＜説明をおこなった事業者＞

事業者名：特別養護老人ホームユニットにらがわの里（介護予防）短期入所生活介護

所在地　：群馬県太田市上小林町 1465-1

代表者名：園田　哲男